

こ障福第 3670 号  
令和 2 年 3 月 24 日

障害児入所施設  
障害児通所支援事業所  
障害児相談支援事業所 管理者 各位

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る  
購入等衛生物品への助成について（通知）

平素より、横浜市の障害児福祉行政に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けて、丁寧な手洗いや定期的な換気の励行等、対策に適切に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

さて、過日実施した「マスク等の保有状況調査」の回答をふまえ、障害児通所支援事業所等が新型コロナウイルス感染症の拡大防止に要した経費を助成することといたしました。

つきましては、助成を希望する事業所等は、次の内容を御確認のうえ、申請をお願いいたします。

なお、本助成は国の緊急対応策により実施するため、年度内に交付決定等の手続きが必要なことから申請期限が非常に短くなっております。お忙しいところ恐縮ですが、御理解、御協力をお願いいたします。

## 1 助成内容

### (1) 対象経費

令和 2 年 1 月 16 日から令和 2 年 3 月 19 日までに各事業所等が購入し支払いが完了した、感染拡大防止のための衛生物品に係る購入経費

〈対象となる衛生物品〉

マスク、消毒用エタノール（手指及び環境）、ディスポーザブル手袋及びエプロン、その他（エプロン、ガウン、ゴーグル、体温計）、以上の物品に類するもの

### (2) 限度額

1 事業所あたり上限 50 万円（助成は予算の範囲内で行うため、必ずしも限度額まで助成されるとは限りませんので、ご了承ください。）

裏面あり

## 2 申請期限、方法及び提出先

- (1) 横浜市電子申請システムにて令和2年3月27日(金)午前9時(厳守)までに御申請ください。

### 【横浜市電子申請システムURL】

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1585032463974>

- ・入力内容は、必ず、PDFで添付する原本と同一としてください。

- (2) (1)の期限までに横浜市電子申請システムに御申請いただいた申請書類一式を、郵送又は持参にて、次の期限までに御提出ください。

提出期限 令和2年3月30日(月)正午必着(厳守)

送付先 〒231-0017 横浜市中区港町1-1

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

- ・修正等が必要な場合、27日(金)正午までに連絡します。連絡がない場合、郵送・持参いただいて結構です。
- ・郵送される場合、封筒表面に「コロナ申請書在中」と記載してください。
- ・持参される場合は、横浜市役所8階803号室へお越しく下さい。

**【注意】**申請書類一式の郵送又は持参が無い場合、助成ができませんので、ご注意ください。

## 3 送付物

- (1) 申請の流れ
- (2) 横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付要綱(案)
- (3) 申請様式一式
- (4) 様式記載例
- (5) 申請にかかる留意点(必ずお読みください)

## 4 その他

- ・「マスク等の保有状況調査」実施時と助成内容が異なりますので、ご注意ください。
- ・交付決定及び補助金の支払いについては、別途通知します。

<担当>

横浜市こども青少年局障害児福祉保健課

電話 045-671-4274 F A X 045-663-2304

## 【申請の流れ】

期限	事業所等	こども青少年局
1月16日(木) ～3月19日(木)	新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入及び支払い	
3月27日(金)	横浜市電子申請システムに必要項目を入力の上、申請書類一式をPDFにして添付し申請 (午前9時厳守)	
修正があった場合のみ		27日正午までに修正を依頼 ※正午までに連絡がなければ、郵送・持参可
3月30日(月)	申請書一式(原本)を郵送もしくは持参で提出(正午必着) ※修正があれば反映して提出	

※交付決定及び補助金の支払いについては、別途通知します。

## 【提出が必要な申請書類】

- 第1号様式
- 第1号様式 別紙1
- 第1号様式 別紙2
- 申請物品を法人として購入したことを証する文書
  - ※ 購入者名義が法人でない場合
  - ※ レシートを領収書として添付する場合

# 横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付要綱

制 定 令和2年3月 日 ( 決裁)

## (目的)

第1条 この要綱は、社会福祉施設等が新型コロナウイルス感染拡大防止に要する経費に対し補助金を交付することにより、新型コロナウイルス感染拡大防止に資することを目的とする。

2 補助金の交付については、社会福祉法（昭和35年法律第45号）第58条、社会福祉法人の助成に関する条例（昭和35年7月横浜市条例第15号）及び横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めによるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、生活保護法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という）、生活困窮者自立支援法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び補助金規則の例による。

## (補助事業者の範囲)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、本市に認可等を受けた又は所在する次のいずれかに該当する施設・事業を設置・運営する法人又は個人とする。

- (1) 生活保護法に規定する事業を実施する施設
- (2) 障害者総合支援法に規定する事業を実施する施設
- (3) 生活困窮者自立支援法に規定する生活困窮者一時生活支援事業
- (4) 児童福祉法に規定する障害児入所施設、障害児通所支援事業所及び障害児相談支援事業所

2 次の各号に掲げる者は、補助の対象としない。

- (1) 法人にあつては、暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号。以下「暴排条例」という。）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）
- (2) 個人にあつては、暴力団員等（暴排条例第2条第4号に規定する暴力団員をいう。）

## (補助対象経費及び限度額)

第4条 この要綱における補助対象経費及び1施設・事業所あたりの補助金の限度額は別表1のとおりとする。

## (補助対象期間)

第5条 この要綱において補助の対象となる期間は、令和2年1月16日から令和2年3月19日とする。

## (補助金の算定)

第6条 補助金の額は、限度額の範囲内で補助対象経費と認められる額の全額とする。ただし、1,000

円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### (補助金の交付申請)

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請書の提出期限は、市長が定めた日とする。

2 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付申請書(第1号様式)を用いなければならない。

3 補助金規則第5条第2項第5号の規定により市長が必要と認める書類は、補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び補助事業等に係るすべての領収書等とする。

4 補助金規則第5条第3項の規定により市長が申請書への記載を省略できる事項及び添付を省略させることができる書類は、同条第1項第3号及び同条第2項1号から4号に規定する書類とする。

#### (交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定に基づく補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付を決定することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果により、補助金等の交付をしないことと決定したときは、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金不交付決定通知書(第3号様式)により通知する。

#### (申請の取下げの期日)

第9条 補助金規則第9条第1項の規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知の交付を受けた日の翌日から起算して7日後の日とする。

#### (実績報告)

第10条 補助金規則第14条に規定する実績報告については、第7条第2項の規定による交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。

#### (補助金額の確定通知)

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、第8条の交付決定通知をもって補助金額の確定がなされたものとみなす。

#### (補助金交付の請求)

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金請求書(第4号様式)により行わなければならない。

(交付決定の取消及び補助金の返還)

第 13 条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金規則第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。

(警察本部への照会)

第 14 条 市長は、必要に応じ、申請者又は交付の決定を受けた者が、暴力団経営支配法人等に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

(入札又は見積書の徴収)

第 15 条 補助金規則第 24 条ただし書きの規定により、補助事業者は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金の補助事業等に係る工事の請負、物品の購入、業務の委託等を行う場合、いかなる場合においても市内事業者による入札又は見積書の徴収を行う必要はない。

(財産処分の制限)

第 16 条 補助金規則第 25 条の規定により市長が定める財産の処分の制限がかからなくなるために必要な期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）を準用する。

(関係書類の保存期間)

第 17 条 補助金規則第 26 条の規定により市長が定める関係書類には備品等の納品書も対象とし、その保存期間は、5 年とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第 18 条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第 5 号様式）により、すみやかに市長に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 市長は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

別表 1（補助対象経費及び限度額）

対象経費	限度額 (補助率)
1 感染拡大防止のための備品等の購入経費	50万円 (10/10)

（申請先）  
横浜市長

（申請者）  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

（施設・事業所名：

）

## 新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付申請書

横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付要綱に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 補助事業の内容  
感染拡大防止のための備品等の購入

2 申請金額  
¥ \_\_\_\_\_

3 添付書類  
(1) 収支決算書（別紙1）  
(2) 領収書等（ ）枚（別紙2）

（担当者）  
職氏名 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

領収書等の写しを添付してください  
(ホッチキス止めの提出も可)

様

横浜市長

## 新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付決定通知書

申請のありました、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金については、次のとおり交付することを決定したので通知します。

### 1 交付金額

¥ \_\_\_\_\_

(対象事業)

新型コロナウイルス感染防止対策

### 2 交付条件

- (1) 補助事業等を中止し、又は廃止する場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。
- (2) 補助事業等の遂行が困難となった場合には、速やかに、市長に報告し、その指示を受けること。

(担当)

第3号様式（第8条第3項）

第 号  
年 月 日

様

横浜市長

## 新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金については、不交付と決定したので通知します。

（理由）

（担当）

(請求先)  
横浜市長

(請求者)  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

### 新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金請求書

年 月 日 第 号で交付決定のありました、新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額

¥ \_\_\_\_\_

2 振込先金融機関

振込先	金融機関名	銀行 支店
	預金種別及び口座番号	普通・当座 NO,
	口座名義	

(担当者)

職氏名 \_\_\_\_\_

連絡先 \_\_\_\_\_

年 月 日

（報告先）  
横浜市長

（報告者）  
法人名

所在地

代表者職氏名

印

横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金に係る  
消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号により交付決定のあった横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、次のとおり報告します。

1 横浜市から交付された補助金等の額の確定額

金 \_\_\_\_\_ 円

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

金 \_\_\_\_\_ 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額

金 \_\_\_\_\_ 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額）

金 \_\_\_\_\_ 円

5 添付資料

- (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類（別紙1）
- (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書(写し)
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表(写し)

第5号様式 別紙1 (仕入控除税額がない場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人所在地
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額がない理由

第5号様式 別紙1 (仕入控除税額がある場合)

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

1 法人名

2 法人所在地

3 代表者職氏名

4 補助事業名

5 補助金(申請・実績・確定)額 金 \_\_\_\_\_ 円

6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 \_\_\_\_\_ 円

7 6の計算方法や積算の内訳

(1) 補助対象経費(補助金の用途)の内訳

区分	課税仕入れ	課税売上げ	非課税売上げ	共通対応分	非課税仕入れ	合計
		対応分	対応分			
経 費 の 内 訳						
	計					

(2) 課税売上割合 \_\_\_\_\_ %

(3) 補助金に係る仕入控除税額の計算方法

# 記載例

第1号様式（第7条第2項）

令和2年3月〇〇日

（申請先）  
横浜市長

（申請者）  
法人名 社会福祉法人〇〇  
所在地 横浜市中区港町〇-〇  
代表者職氏名 △△ △△  
（施設・事業所名：生活介護事業所□□□□）

代表者印を押印  
してください

印

## 新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付申請書

横浜市社会福祉施設等による新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金交付要綱に基づき、次のとおり新型コロナウイルス感染防止対策に係る備品購入等補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

1 補助事業の内容  
感染拡大防止のための備品等の購入

2 申請金額  
¥ 52,000 -

記載いただく金額は千円単位（千円未満切捨）です。

3 添付書類  
(1) 収支決算書（別紙1）  
(2) 領収書（2）枚（別紙2）

（担当者）  
職氏名 管理者 △△  
連絡先 000-0000

## 収 支 決 算 書

申請する補助事業にかかる収支をご記載ください。

事業所名 生活介護事業所□□□□

### 1 収入

項 目	金 額	
補助金	52,000	
自主財源	800	
合 計	52,800	

収入欄の補助金の額は申請書に記載の申請金額を記載してください。

「2 支出」の合計と申請する補助金額との差額を自主財源として記載してください。

各項目の数量をご記載ください。

### 2 支出

<<単位：円>>

項 目	金 額	説 明
不織布マスク	28,000	50枚入り×30箱
消毒用エタノール	20,000	1ℓ×20本
消費税	4,800	
合 計	52,800	

領収書の写し等を添付してください。

また、領収書に物品の内訳が記載されていない場合には、内訳の分かる納品書等を添付してください。その際、補助金交付申請の対象物品が分かるように項目にマーカーやアンダーラインを引いてください。

※1枚の領収書等の内訳に、複数サービス分の衛生物品が入っている場合は、その領収書等に各サービスの割当分を記載してください。

それぞれのサービスの申請書には、同一の領収書等の写しを添付してください。

(例：マスク 1000枚)

A居宅介護事業所分：600枚、B生活介護事業所分：400枚  
と記載。

領収書等の写しを添付してください  
(ホッチキス止めの提出も可)

## 申請に係る留意点

- 1 令和2年1月16日から令和2年3月19日に支払いをした経費が対象です。(商品の発注のみ、もしくは代金後払いで商品の受取りしかしていないものは助成対象外です。)
- 2 対象物品は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止にかかる衛生物品（マスク、消毒用エタノール（手指及び環境）、ディスポーザブル手袋及びエプロン、その他（エプロン、ガウン、ゴーグル、体温計）、以上の物品に類するもの※1）とします。  
なお、判断に困るものは、それも含めて申請書を提出してください。所管部署で内容を確認し、助成対象外のものがあれば、その旨連絡します。  
  
※1 アルコール除菌シート、次亜塩素酸水等のウイルスの蔓延を直接防ぐものが対象となります。
- 3 インターネット通信販売等で購入して送料等がかかっている場合、その送料等も含めて助成対象とします。
- 4 領収書がなくレシートのみの場合には、レシートの写しでも可ですが、別紙2（領収書台紙）に添付の上、“【様式】申請物品を法人として購入したことを証する文書”を提出してください。
- 5 インターネット通信販売で購入した場合には、商品発注と代金支払い状況が確認できる画面の写しでも可です。なお、発注者や代金支払者が法人名義（法人代表者名）又は事業所名義ではない場合には、“【様式】申請物品を法人として購入したことを証する文書”を提出してください。
- 6 インターネットオークションや個人間売買（例：フリマアプリでの売買）での購入は助成対象外です。
- 7 同一法人で複数の事業所等を運営しており、法人としてまとめて衛生物品を購入した場合、対象物品等の購入経費の合計が50万円以下であれば、1つの事業所分としてまとめて申請してください。対象物品等の購入経費の合計が50万円を超える場合には、事業所ごとに申請することができます。

（例1：法人全体でマスク40万円分を購入）

A事業所分として、まとめて申請する。

（例2：法人全体でマスク70万円分を購入）

A事業所 ⇒ 50万円分、B事業所 ⇒ 20万円分 としてそれぞれ申請する。

8 令和2年3月18日に実施した「マスク等の保有状況調査」で御回答いただいていない法人（事業所等）も御申請いただけます。

また、回答した金額と異なっても問題ありません（対象期間が異なるため）。

9 第1号様式の「2 申請金額」に記載いただく金額は、千円単位（千円未満切捨）です。

10 作成した申請書類はPDFにし、令和2年3月27日（金）午前9時までに、横浜市電子申請システムにて御申請ください。申請内容に修正があれば、3月27日（金）正午までに修正の依頼をしますので、補正のうえ、3月30日（月）正午までに、郵送または持参にて、こども青少年局障害児福祉保健課あて、原本を御提出ください。（3月27日（金）正午までに修正の依頼がなければ、修正はないものとし、原本を御提出ください。）